

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成28年5月31日 07時30分ごろ
発生場所	山形県鶴岡市大岩川漁港北方の岩場 鼠ヶ関灯台から真方位027° 3.7海里付近 (概位 北緯38° 36.8′ 東経139° 34.6′)
事故の概要	漁船海陽丸は、磯見漁の操業中、岩場に打ち上げられて転覆した。
事故調査の経過	平成28年8月17日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 海陽丸、0.3トン
船舶番号、船舶所有者等	YM3-4022（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に亀裂、船外機に濡損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：うねり 波向北東、波高約1.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、大岩川漁港内で磯見漁を行っていたところ、漁模様が悪かったので、時折高いうねりが発生していたものの、島陰であれば平穏であると思い、同漁港北方にある大島の陸側の岩場付近に移動して漂泊し、操業を再開した。</p> <p>本船は、岩場から約2～3m離れ、船長が船尾から箱眼鏡によりさざえ等の漁獲物を探していたところ、船首方から高いうねりを受けて船体が岩場に打ち上げられ、転覆した。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用しており、自力で岩場に這い上がった後、付近で操業していた僚船に救助された。</p>
分析	本船は、岩場付近で漂泊して操業中、高いうねりを受けたことから、船体が岩場に打ち上げられ、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、岩場付近で漂泊して操業中、高いうねりを受けたため、船体が岩場に打ち上げられ、転覆したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浅所付近で操業する際は、気象及び海象状況の把握に努め、波が高まるおそれのある場合には、操業を取りやめること。 ・ 操業中に周囲の見張りが行えない漁船は、操業を開始する前に、周囲の状況を十分に把握すること。